

JA バンク山口 アプリ利用者限定 デジタル推進定期貯金キャンペーン 説明書

～3つの条件を満たされた方で先着 3,000 名様に山口県産米(5 kg)をプレゼント！～

(令和 8 年 10 月 8 日現在)

キャンペーン名	JA バンク山口 アプリ利用者限定 デジタル推進定期貯金キャンペーン																								
商品名	・IB定期貯金 (スーパー定期貯金＜単利型＞)(自動継続)																								
キャンペーン期間	令和 8 年 10 月 8 日(木)～令和 8 年 12 月 31 日(木)																								
ご利用いただける方	・個人の方(当 JA にて JA ネットバンクをご契約の方、新規契約の方)																								
預 入 期 間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみのお取扱いとなります。																								
預入方法 (1) 預入方法	・一括預入 ※新規資金(JA外からの資金)に限ります。 ※JAネットバンクからの預入に限ります。																								
(2) 預入金額	・キャンペーン期間中に合計 100 万円以上の預入でキャンペーン特典対象 ※1契約あたりの最低預入金額は 10 万円以上となります。																								
(3) 預入単位	・1円単位																								
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																								
利 息 (1) 適用金利	・10 万円以上のお預入れの場合、預入時のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利に年 0.20%を上乗せした約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続時には、スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。																								
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。																								
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を 365 日とする日割計算をします。																								
(4) 税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 までの適用となります。																								
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。																								
キャンペーン特典	【特典内容】 - 山口県産米 5 kg ※1 人 1 回限り、重複進呈はありません。 ※先着 3,000 名様限定 【進呈条件】 キャンペーン期間内および条件確認時点で、以下の(1)～(3)すべての条件を満たしている方 (1) エントリーフォームから、Web エントリーを行った方(応募は 1 人 1 回限り) (2) JA ネットバンクで合計 100 万円以上の IB 定期貯金をご契約された方(新規資金による預入に限ります)※1 (3) JA バンクアプリまたは JA バンクアプリ プラスを登録している方 (※1) IB 定期貯金を中途解約された場合は本キャンペーンの対象外となります。 【発送時期】 <table><tr><td>R8.10</td><td>R8.11</td><td>R8.12</td><td>R9.1</td><td>R9.2</td></tr><tr><td>エントリー</td><td>実績突合</td><td>景品発送</td><td></td><td></td></tr><tr><td>エントリー</td><td>実績突合</td><td>景品発送</td><td></td><td></td></tr><tr><td>エントリー</td><td>実績突合</td><td>景品発送</td><td></td><td></td></tr></table>					R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	エントリー	実績突合	景品発送			エントリー	実績突合	景品発送			エントリー	実績突合	景品発送		
R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2																					
エントリー	実績突合	景品発送																							
エントリー	実績突合	景品発送																							
エントリー	実績突合	景品発送																							
エントリー方法	Web エントリーフォームより応募 (アプリのプッシュ通知に記載された URL、または JA バンク山口ホームページ内のリンクからフォームにアクセスいただけます。)																								
手 数 料	－																								
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。																								

	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:083-976-6851)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター (電話:083-922-0087) 広島弁護士会仲裁センター (電話:082-225-1600) 福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州)(電話:093-561-0360) (福岡)(電話:092-791-1840) (久留米)(電話:0942-30-0144) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 民間総合調停センター(大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・都合により、予告なく中止、または内容を変更する場合があります。 ・ご提供いただいた個人情報(配送先の氏名および住所、電話番号)は、特典の送付

	にあたり外部委託先へ提供いたします。なお、取得した個人情報については、景品の管理・発送にのみ使用いたします。 ・本特典は課税の対象となる場合があります。
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA山口県